

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成16年10月1日から平成17年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日 内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則を適用しております。

また、前連結会計年度(平成16年10月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成17年10月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成16年10月1日から平成17年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日 内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則を適用しております。

また、前事業年度(平成16年10月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成17年10月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成16年10月1日から平成17年9月30日まで)及び前事業年度(平成16年10月1日から平成17年9月30日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、中央青山監査法人により監査を受け、当連結会計年度(平成17年10月1日から平成18年9月30日まで)及び当事業年度(平成17年10月1日から平成18年9月30日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、みすず監査法人により監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている中央青山監査法人は、平成18年9月1日に名称を変更し、みすず監査法人となりました。